



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 36 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

訓 令

浜田ダム操作規則の一部改正	(河 川 課)	1
山佐ダム操作規則の一部改正	(")	1
御部ダム操作規則の一部改正	(")	2
三瓶ダム操作規則の一部改正	(")	2
八戸ダム操作規則の一部改正	(")	3
銚子ダム操作規則の一部改正	(")	3
布部ダム操作規則の一部改正	(")	3
大長見ダム操作規則の一部改正	(")	4
美田ダム操作規則の一部改正	(")	4
大峠ダム操作規則の一部改正	(")	4

訓 令

島根県訓令第 6 号

土 木 部
浜田県土整備事務所

浜田ダム操作規則 (昭和45年島根県訓令第15号) の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を 「土 木 部」 に改める。
浜田県土整備事務所」

第12条第 1 項中「浜田土木建築事務所長」を「浜田県土整備事務所長」に改め、同項第 2 号中「平成17年 8 月26日訓河第561号」を「平成18年 3 月31日訓河第1509号の 4」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県訓令第 7 号

土 木 部
松江県土整備事務所

山佐ダム操作規則 (昭和61年島根県訓令第 4 号) の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を「土 木 部
松江県土整備事務所」に改める。

第9条第1項中「松江土木建築事務所広瀬土木事業所長」を「松江県土整備事務所広瀬土木事業所長」に改め、同条第2項中「平成16年7月16日訓河第581号」を「平成18年3月31日訓河第1509号の4」に改める。

第10条中「松江土木建築事務所長」を「松江県土整備事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

島根県訓令第8号

土 木 部
浜田県土整備事務所

御部ダム操作規則（平成2年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を「土 木 部
浜田県土整備事務所」に改める。

第10条中「浜田土木建築事務所長」を「浜田県土整備事務所長」に、「松江地方気象台から降雨に関する警報が発せられたときその他知事が別に定める場合には」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 松江地方気象台から浜田地区又は益田地区において降雨に関する警報が発せられたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、御部ダム操作細則（平成18年3月31日訓河第1509号の4。以下「細則」という。）で定めるところにより、洪水の発生が予想されるとき。

第11条第1号、第18条及び第19条中「知事が別に」を「細則で」に改める。

第20条中「知事が別に」を「細則で」に、「基準に従い」を「ところにより」に、「ダム」を「及びダム」に改める。

第21条中「知事が別に」を「細則で」に、「基準に従い」を「ところにより」に改める。

第22条中「知事が別に」を「細則で」に改める。

第23条中「手続き」を「手続」に、「知事が別に」を「細則で」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

島根県訓令第9号

土 木 部
県央県土整備事務所

三瓶ダム操作規則（平成8年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を「土 木 部
県央県土整備事務所」に改める。

第11条第1項中「川本土木建築事務所大田土木事業所長」を「県央県土整備事務所大田事業所長」に改め、同条第2項中「平成8年3月29日訓河第291号」を「平成18年3月31日訓河第1509号の4」に改める。

第12条中「川本土木建築事務所長」を「県央県土整備事務所長」に改める。

第24条の見出しを「(細則)」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第10号

土 木 部
浜田県土整備事務所

八戸ダム操作規則(平成 9年島根県訓令第 9号)の一部を次のように改正する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を「土 木 部
浜田県土整備事務所」に改める。

第17条第 1項中「浜田土木建築事務所長」を「浜田県土整備事務所長」に、「及び」を「又は」に改め、同条第 2項中「平成16年12月 3日訓河第1194号」を「平成18年 3月31日訓河第1509号の 4」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第11号

土 木 部
隠岐支庁

銚子ダム操作規則(平成12年島根県訓令第 5号)の一部を次のように改正する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第10条第 1項中「隠岐支庁土木建築局長」を「隠岐支庁県土整備局長」に、「松江地方気象台西郷測候所から降雨に関する警報が発せられた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 松江地方気象台から隠岐において降雨に関する警報が発せられたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、銚子ダム操作細則(平成18年 3月31日訓河第1509号の 4。以下「細則」という。)で定めるところにより、洪水の発生が予想されるとき。

第10条第 2項を削る。

第11条第 1号中「松江地方気象台西郷測候所」を「松江地方気象台」に改める。

第24条の見出しを「(細則)」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第12号

土 木 部
松江県土整備事務所

布部ダム操作規則(平成13年島根県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を「土 木 部
松江県土整備事務所」に改める。

第14条第1項中「松江土木建築事務所広瀬土木事業所長」を「松江県土整備事務所広瀬土木事業所長」に改め、同条第2項中「平成16年7月9日訓河第576号」を「平成18年3月31日訓河第1509号の4」に改める。

第15条中「松江土木建築事務所長」を「松江県土整備事務所長」に改める。

第32条中「所により」を「ところにより」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

島根県訓令第13号

土 木 部
浜田県土整備事務所

大長見ダム操作規則（平成15年島根県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を「土 木 部
浜田県土整備事務所」に改める。

第10条中「浜田土木建築事務所長」を「浜田県土整備事務所長」に改め、同条第2号中「平成15年7月1日河第1157号」を「平成18年3月31日訓河第1509号の4」に改める。

第24条の見出しを「（細則）」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

島根県訓令第14号

土 木 部
隠岐支庁

美田ダム操作規則（平成15年島根県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第10条中「隠岐支庁土木建築局長」を「隠岐支庁県土整備局長」に改め、同条第1号中「松江地方気象台西郷測候所」を「松江地方気象台」に改め、「から」の次に「隠岐において」を加え、同条第2号中「美田ダム操作細則（平成15年12月26日訓河第2095号）」を「前号に掲げるもののほか、美田ダム操作細則（平成18年3月31日訓河第1509号の4）」に改める。

第11条第1号中「松江地方気象台西郷測候所」を「松江地方気象台」に改める。

第23条中「手続き」を「手続」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

島根県訓令第15号

土 木 部
益田県土整備事務所

大峠ダム操作規則（平成16年島根県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を 「土 木 部」 に改める。
益田県土整備事務所」

第 7 条中「益田土木建築事務所長」を「益田県土整備事務所長」に改め、同条第 2 号中「大峠ダム操作規則（平成16年 7 月 1 日訓河第505号）」を「大峠ダム操作細則（平成18年 3 月31日訓河第1509号の 4）」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

